

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	毛呂山町

毛呂山町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 毛呂山町産業振興課
所在地 入間郡毛呂山町中央2-1
電話番号 049-295-2112
FAX番号 049-295-0771
メールアドレス sangyou@town.moroyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・アライグマ・ハクビシン・カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	毛呂山町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜・果樹・稲	60 a・ 669千円
ニホンジカ	樹木・果樹	35 a・ 179千円
アライグマ	野菜・果樹	71 a・ 1, 255千円
ハクビシン	野菜・果樹	8 a・ 163千円
カワウ	魚類	不 明

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による農作物への被害が年々増加傾向にあり、それに伴い耕作意欲が減退し、耕作放棄地の増加に拍車がかかっている。

特にイノシシとアライグマによる被害が多く確認されている。元来イノシシによる農作物被害は中山間地域において多く確認されていたが、近年では平地や市街地付近でも被害の報告が多く寄せられるようになってきた。また、アライグマによる農作物被害は町内全域で確認されており、同所的に生息するハクビシンとの複合的な農作物被害が起きているものと考えられる。そのため、アライグマと報告されている農作物被害の中に、ハクビシンによる食害も含まれているものと考えられる。

また、ニホンジカによる樹木への被害が中山間地域において発生しており、農作物（ゆず・ミカン等の果樹）への被害も報告されている。

また、主に水源地域においてカワウが確認されている。近隣市町においては食害の報告があることから、町内においても被害が発生しているものと考えられる。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	60 a・ 669千円	51 a・ 568千円
ニホンジカ	35 a・ 179千円	29 a・ 152千円
アライグマ	71 a・ 1, 255千円	60 a・ 1, 066千円
ハクビシン	8 a・ 163千円	6 a・ 40千円
カワウ	不 明	不 明

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲 アライグマの捕獲	越生猟友会毛呂山支部に捕獲を依頼しているが、会員の高齢化や後継者不足などにより将来の従事者の人員不足が懸念される。 埼玉県アライグマ防除計画に基づき捕獲を実施している。増加するアライグマの被害に対応するため、適切な捕獲器の使い方や設置場所等に関する知識を周知させる必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵購入に係る補助	令和2年度からの制度であるが、人員不足により効果的な周知ができていない。
生息環境管理その他の取組	講習会の実施	県主催の講習会へ案内を行っているが、町単独の講習会は人員不足により実施できていない。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 鳥獣による農作物被害の実態を詳細に調査する。
- ・ 猟友会等との連携により効果的な捕獲を実施し、野生鳥獣の個体数を適切に管理する。
- ・ 被害が大きい地域の住民へ、適切な防除方法等の講習会を開催する。
- ・ 最小の人員で対応できる効果的な方法を検討する。
- ・ 関係機関へ協力を依頼し住民への効果的な対策情報を提供する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊への委託を基本としつつ、地元住民や農業者等から新たな担い手を育成する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ・ニホンジカ・アラ イグマ・ハクビシン・カワウ	捕獲わな等の整備、貸し出し 捕獲従事者の育成
6	イノシシ・ニホンジカ・アラ イグマ・ハクビシン・カワウ	捕獲わな等の整備、貸し出し 捕獲従事者の育成
7	イノシシ・ニホンジカ・アラ イグマ・ハクビシン・カワウ	捕獲わな等の整備、貸し出し 捕獲従事者の育成

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>県の鳥獣保護管理事業計画と整合性を図りながら有害鳥獣捕獲を基本として、計画年度ごとに必要最低限の捕獲を実施する。イノシシ、ニホンジカ、ハクビシンについては、現在の被害状況等を考慮し、捕獲計画数を設定した。アライグマについては、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲計画数を設定した。</p> <p>また、効果的な捕獲を行うため、中山間地域を中心に銃や捕獲檻を使用した捕獲を行い、平地や市街地では箱わなを使用して捕獲を実施する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	60頭	60頭	60頭
ニホンジカ	80頭	80頭	80頭
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
カワウ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲手段 : 銃、捕獲檻、箱わな、巢落し、くくりわな 捕獲予定時期 : 通年 捕獲予定場所 : 町内全域 (但し、銃については市街地を除く)</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>当町において、イノシシによる被害が多く確認されている。元来イノシシによる農作物被害は中山間地域において多く確認されていたが、近年では平地や市街地付近でも被害の報告が多く寄せられるようになってきた。そのため、わな猟のみでなくライフル銃を用いた銃猟についても取り組みを行い、イノシシの捕獲を実施する必要性がある。</p> <p>捕獲手段 : 銃、犬 捕獲予定時期 : 通年 捕獲予定場所 : 町内全域 (市街地および銃猟禁止区域を除く)</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
毛呂山町	権限委譲済み

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ・ニホンジカ・アライグマ・ハクビシ ン・カワウ	電気柵 600m	電気柵 600m	電気柵 600m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ・ニホンジカ・アライグマ・ハクビシ ン・カワウ	設置者にて管理	設置者にて管理	設置者にて管理

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ・ニホンジカ・ アライグマ・ハクビシン ・カワウ	チラシの作成配布 講習会の案内 被害状況調査
6	イノシシ・ニホンジカ・ アライグマ・ハクビシン ・カワウ	チラシの作成配布 講習会の案内 被害状況調査
7	イノシシ・ニホンジカ・ アライグマ・ハクビシン ・カワウ	チラシの作成配布 講習会の案内 被害状況調査

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

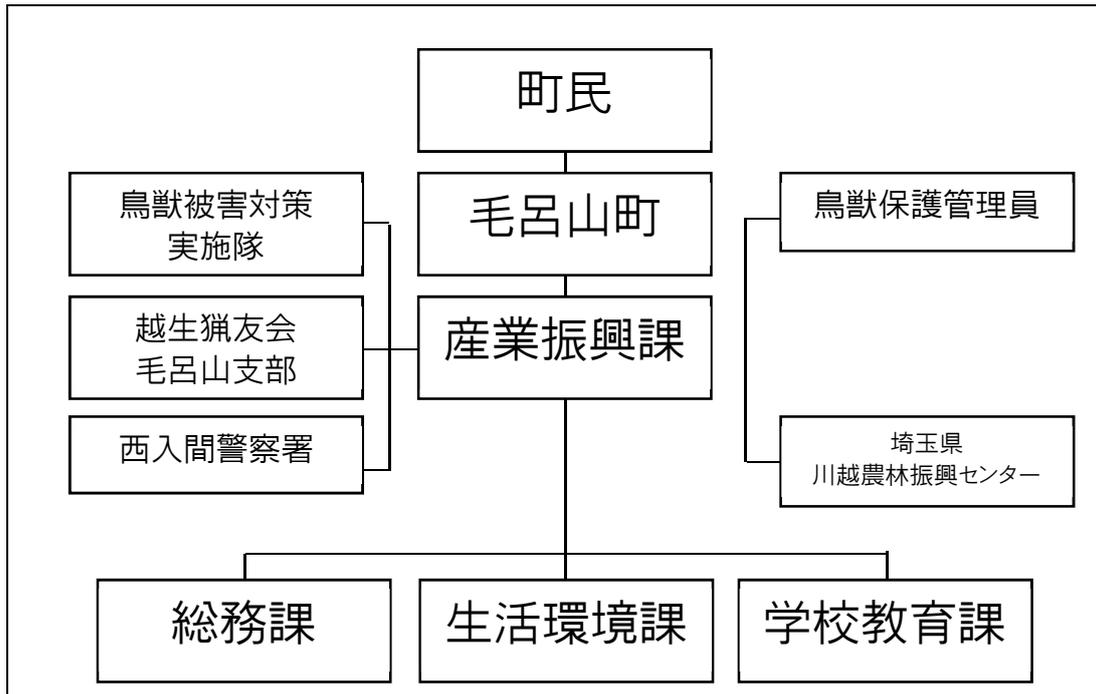
関係機関等の名称	役割
越生猟友会毛呂山支部	有害鳥獣捕獲実施、追い払い等
鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲実施、追い払い等
J Aいるま野毛呂山支店	被害状況調査、情報収集
鳥獣保護管理員	有害鳥獣捕獲の助言、指導
埼玉県川越農林振興センタ ー	対策の助言、指導
西入間警察署	広報、交通規制、パトロール等
毛呂山町	状況確認、関係機関との連絡調整

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

被害を防止するために胃の内容物等を調査し、埋設または焼却処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	毛呂山町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
J A いるま野毛呂山支店	被害状況調査、情報収集
越生猟友会毛呂山支部	有害鳥獣捕獲実施、捕獲技術指導
鳥獣保護管理員	有害鳥獣捕獲の助言、指導
埼玉県川越農林振興センター	対策の助言、指導
毛呂山町	事業の推進、周知、事務局

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県農業技術支援センター	対策の助言、指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年4月1日に設置している。猟友会員（令和4年3月31日時点：22名）を構成員として、追い払い活動や生態・生息状況調査を中心に活動している。現在は年間を通じた有害鳥獣捕獲を委託している。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

猟友会員に加え、認定事業者への参加依頼を検討する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣による被害を防止するために、被害を受けた地域や周囲の住民に対し、研修会の開催や情報の提供及び指導を実施する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。